



始



特105

802

職工問題資料

A 五百七拾九

健康保險組合設立手續參考



(社會局保險部大阪出張所)

特105  
802

# 健康保険組合設立手續参考

社會局保險部大阪出張所

(健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ例ノ一)

今般何健康保險組合を設立たいと思ひますから左記事項を讀んで同意して下さい。同意のお方は末尾にある「同意書」を切り取りそれに氏名を書いて何月何日迄に工場事務所(鑛山事務所)(何々)へ提出して下さい。

大正何年何月何日

事業主 何 某  
事業主 何 會 社  
社長取締役 何 某

一 組合員になる者

事業主と何工場(何鑛山)(何々)に使用はれて居る被保險者(被保險者となる者)  
二 組合の組織の概要

## 定 規

### 一、記載事項

- A 工場職工に関する法令規則
- 職工問題(一般男女工問題、職工の募集、保護、訓育、救済養成、賞罰、其他)
- B 工場炊事(職工の食事、献立調理、炊事場、炊事用具、食堂、其他)
- C 工場衛生(職工の衛生、保健、療養、衛生施設、其他)
- D 工場管理(職工取扱事務、能率、其他)
- E 特別報告(労働問題上の風潮、趨勢、時事問題、其他重要事項)
- F 寫眞畫報(常に最新なる模範的設備の寫眞及説明)
- G 職工教育(訓練、養成、慰安、娛樂、其他)

### 一、發行回数

毎月七種九回 A號三四、B C D E F G 各號一回

### 一、購 讀 料

- 甲會員 毎月金五圓 (本會加入の會員にのみ配布)
- 乙會員 同 金四圓五拾錢 (A B C D E F G 七種九冊配布)
- 丙會員 同 金參圓五拾錢 (Bを除く六種八冊配布)
- 丁會員 同 金參圓 (E Fを除く五種七冊配布)
- 戊會員 同 金貳圓 (A B C Dの四種六冊配布)

組合には組合會と理事ともあつて組合の事務を行ひます。

組合會には議員を何人置きます、其の内何人は事業主が定め、何人は被保險者が被保險者の中から選びます。理事の數は何人でその内何人は事業主の定めた議員の中から、何人は被保險者の選んだ議員の中からお互に選びます。

### 三 保険料の概要

被保險者の負擔す保険料率は標準報酬日額一圓に付一日何錢何厘の割合です。

### 四 保険給付の概要

(一) 被保險者が疾病や負傷の場合は無料で療養を受けられます。又療養を受ける外に療養の爲に休業中は傷病手当金として標準報酬日額の六割のお金が貰へます。然し療養や傷病手当金は同一傷病であれば百八十日を超えて受けられません、又業務關係外で生じた傷病であれば一年内百八十日を超えて受けられません。

(二) 女子被保險者が分娩した場合は分娩費として二十圓を貰へます、又分娩費の外に分娩前四週間分娩後六週間の間に休業中は出産手当金として標準報酬日額の六割のお金が貰へます。

(三) 被保險者が死んだ場合は遺族が埋葬料として最低二十圓のお金が貰へます。若し遺族がないときは

埋葬をした者がこのお金を貰へます。

### 五 其他組合の事業計畫の概要

療養をする爲に組合で病院を設置する予定です。又被保險者の健康保持する爲に保健知識宣傳や健康診などをする予定です。

.....(切取線).....

### 同意書

何健康保険組合を設立することに同意します。

大正 年 月 日 (この下に氏名を書くこと)

事業主 何 某殿

(健康保険法施行令第十一條ノ書面ノ例ノ二)

此度健康保険法が施行されたに就きまして健康保険組合を作りたいと思ひます、此の組合は大體次の様なものでありまして被保険者の同意を得て作るものでありますから、左記の事項を讀んで御同意ください同意のお方は終りにある「同意書」を切取つてそれに氏名を書いて何月何日迄に工場の事務所（鑛山の事務所）（何々）へ差出して下さい。

大正何年何月何日

事業主 何 某  
事業主 何 會 社  
社長取締役 何 某

一、組合員となる者の範圍

組合員となる者は事業主と何工場（何鑛山）（何々）に使用されて居る被保険者です。

二、組合の組織の概要

組合には組合會と理事とがあつて組合の事務を行います。

組合會には議員を何人置きます其の内何人は事業主が定め何人は被保険者が被保険者の中から選び

ます。

理事の数は何人でその内何人は事業主の定めた議員の中から、何人は被保険者の選んだ議員の中からお互に選びます。

三、保険料の概要

保険給付に要する費用の大凡十分の一は政府から補助金が貰へることになつて居ります。

總費用から此の政府の補助金を差引た残りは事業主と被保険者とが半分宛（何分の何は事業主、何分の何は被保険者）の割合で負擔するのであります然し被保険者の負擔は最高で標準報酬の百分の三迄でありまして、それ以上の負擔が入用の時は事業主で残りの部分を負擔することになります。此の組合では被保険者の負擔する一日の保険料は標準報酬日額（めやすの日給）一圓に付何錢何厘の割合ですとして來年一月一日から徴收することになります。

四、保険給付の概要（本年一月一日から始まります）

- 一、診察と薬も手術も無料です病院にはいれることもありません
- 一、仕事のための病氣や負傷であれば何度でも療養を受けられますが仕事のためでない病氣や負傷のときは一年内に合せて百八十日だけ受けられます。
- 一、仕事のための病氣や負傷でも仕事のためでない病氣や負傷のときでも同じ

療養

(一) 病氣又は負傷のとき

一つの病氣や負傷であれば其の病氣や負傷についての療養は百八十日間に限られて居ります

(大概の病氣や負傷は百八十日以内で治癒します)

一、病氣や負傷のために仕事を休んだら標準報酬日額(めやすの日給)の六割の金が貰へます

一、仕事のための病氣や負傷で仕事を休んだときには休んだ日だけ毎日貰へますが仕事のためでない病氣や負傷で仕事を休んだときは初の三日間は貰へませぬが四日目から毎日一年内合計して百八十日迄は貰へます。

一、此の手當金も仕事のための病氣や負傷で休んだときでも仕事のためでない病氣や負傷で休んだときでも同じ一つの病氣や負傷であれば百八十日迄に限られて居ります

一、分娩前一年内に於て九十日間被保険者であつた女子が分娩したとき分娩費として二十圓貰へます。

一、分娩前一年内に於て百八十日以上被保険であつた女子は其分娩したときは

手當金

(二) 分娩のとき

前記の分娩費二十圓の外分娩前四週間、分娩後六週間の間に休んだときは出産手當金として標準報酬日額(めやすの日給)の六割の金が休んでゐる間毎日貰へます

一、又産婆の手當を受けたり産院にはいれることもあります。

(三) 死亡のとき

一、被保険者が死んだときは遺族は埋葬料として標準報酬日額(めやすの日給)の二十日分の金が貰へます、此の二十日分の金が二十圓にならないときは二十圓貰へます

一、遺族がないときは埋葬をした人が上記の金の範囲内で埋葬の實費を貰ふことになりま

五、其の他組合の事業計畫の概要

療養をするため組合で病院をたてる積りです、又被保険者の健康を保持するため保健知識宣傳や健康診断などをする積りです。

同意書

何健康保険組合を作ることを同意します

大正 年 月 日 (この下に氏名  
を書きこく)

事業主 何 某殿

(事業主 何 會社 御中)

(組合設立認可申請書ノ例) (普通ノ場合)

健康保険組合設立認可申請書

何健康保険組合設立致度候ニ付認可相成度左記關係書類相添へ申請候也

追テ別紙作業場所調ノ通工場(事業場) 何箇所ノ内何箇所ノ作業ニ付組合ヲ設立セムトスルモ  
ニ有之候ニ付テハ該作業ヲ一事業ト見做サレ度候

大正何年何月何日

何府何縣何郡市何町村何番地

事業主 何

某

事業主 何 會社

社長取締役 何

某

内務大臣 何 某殿

記

規約

事業計畫書

保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面

初年度ノ收入支出ノ豫算

健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫

健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類  
(組合設立事業ノ作事場所調)

何健康保險組合規約

(記載例省略)

何健康保險組合事業計畫書

一 常時ニ於ケル被保險者數

何百人

二 平常ニ於ケル一箇年度收支狀況

收入

保險料

國庫負擔金

其ノ他

計

支出

何程

何程

何程

何程

保險給付費  
被保險者保健施設費  
事務費  
其ノ他

計

何程

何程

何程

何程

何程

三 療養機關

組合ニ於テ病院ヲ設立シ醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦等ヲ常置シテ療餘ニ當ラシムル豫定トス  
(療養ニ當ラシムル醫師、齒科醫師及藥劑師ハ開業者ニ就キ之ヲ囑託スル豫定トス)  
四 被保險者保健施設

衛生思想涵養ノ宣傳、健康診斷ノ施行、保養所ノ設置等ヲ爲ス豫定トス

何健康保險組合保險料率及計算基礎

保險料率

被保險者標準報酬日額一圓ニ付何程

計算基礎

一常時に於ケル被保險者數

計	女	男	男女別
			職員
			職工(鑛夫)
			其ノ他
			計

二被保險者一人ニ付一年間ニ於ケル平均療養日數

男	種別
	業務上ノ傷病
	業務外ノ傷病
	計

計	女

三療養ヲ受クル被保險者一人一日ノ平均療養費

何程

四療養ノ爲被保險者一人ニ付一年間ニ於ケル平均休業日數

計	女	男	種別
			業務上ノ傷病
			業務外ノ傷病
			計



五被保險者一年間ニ於ケル死亡率

男	千人ニ付	何	人
女	千人ニ付	何	人
平均	千人ニ付	何	人

六女子被保險者有夫率

千人ニ付 何 人

七有夫女子被保險者一年間ニ於ケル分娩率

千人ニ付 何 人

八分娩者タル被保險者一人ニ付産前二十八日産後四十二日ノ間ニ於ケル平均休業日數

何 日

九被保險者千人ニ對シ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ノ率

傷病及死亡ニ關スル給付 何 人

分娩ニ關スル給付 何 人

十被保險者平均標準報酬日額

男	何	程
女	何	程
平均	何	程

十一被保險者一人ニ付一年間ニ於テ保險料ノ納付義務アル平均日數

男	何	日
女	何	日
平均	何	日

十二保險料算出順序

記號

- R 保險料率
- S 保險給付費年額
- S<sub>1</sub> 療養給付費年額
- S<sub>2</sub> 傷病手當金年額
- S<sub>3</sub> 埋葬料及埋葬費年額

- $s_4$  分娩費年額
- $s_5$  出産手當金年額
- $n$  平均被保險者數
- $n'$  女子ノ平均被保險者數
- $n_1$  資格喪失後傷病及死亡ニ關スル給付ヲ受クル者ノ數
- $n'_1$  資格喪失後分娩ニ關スル給付ヲ受クル者ノ數
- $w$  平均標準報酬日額
- $w'$  女子ノ平均標準報酬日額
- $w_1$  平均標準報酬日額二十日分カ二十圓未滿ナルトキ其ノ額ト二十圓トノ差額平均
- $T$  一年間ニ於テ保險料ヲ徵收セラレサル一人ノ平均日數
- A 保險給付費額 = 對スル準備金積立資源額ノ割合
- B 保險給付費額 = 對スル事務費ノ割合
- C 保險給付費額 = 對スル國庫負擔金額ノ割合
- a 一人一日ノ平均療養費額

- b 一人一年ノ平均療養日數
  - d 療養ノ爲一人一年ノ平均休業日數
  - e 一年ノ死亡率
  - f 女子被保險者有夫率
  - g 有夫者一年ノ分娩率
  - h 分娩者一人ニ付産前二十八日産後四十二日ノ間ニ於ケル平均休業日數
- 計 算

療養給付費年額

$$s_1 = a \times b \times (n + n_1)$$

傷病手當金年額

$$s_2 = w \times 0.6 \times d \times (n + n_1)$$

埋葬料及埋葬費年額

$$s_3 = e \times 20 \times (w + w_1) \times (n + n_1)$$

分娩費年額

$$s = 20 \times f \times g \times (n^i + n^j)$$

II. 産手當金年額

$$s_s = w^i \times 0.6 \times f \times g \times h \times (n^i + n^j)$$

保險給付費年額

$$S = s_s + s + s + s + s + s$$

保險料

$$R = \frac{s(1+A+B-C)}{n \times w \times (365-1)}$$

注意

一 實際ノ計算ニ付テハ實數ノ上ニ記號ヲ冠シテ配載スルコト

例々々「123500<sup>s</sup>銭」「1500<sup>n</sup>人」等ノ如シ

二 業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルモノニ在リテハ計算基礎ハ各保險料率ニ依リ區分シテ之ヲ記載スルコト

三 「計算基礎」ノ一乃至十一ニハ各事項ニ付算出シタル根據ノ説明ヲ「備考」トシテ記載スルコト

何健康保險組合大正何年度 自何月何日 至何月何日 收入支出豫算

(記載例省略)

注意

初年度カ四月一日ヨリ始マルモノナルトキハ「自何月何日 至何月何日」ノ文字ヲ要セス

健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫

(記載例省略)

何健康保險組合設立同意表示者數

何健康保險組合ヲ設立セムトスルコトニ付組合員タル資格ヲ有スル被保險者(被保險者タルヘキ者)何

百四十何人ニ對シ同意ヲ求メタルニ内何百何十何人ハ同意シタリ  
右相違無之候也

大正何年何月何日

事業主 何 某 印  
事業主 何 會 社  
社長取締役 何 某 印

何健康保險組合設立事業ノ作業場所調

事業ノ全部ノ作業場所

- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 右ノ内組合ヲ設立セントスル作業場所

- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 何府縣何郡市何町村何番地 何工場(何事業場)
- 事業ノ一部ニ付組合ヲ設立セムトスル理由 何工場(何事業場)
- 何々

(組合設立認可申請書ノ例) (設立命令ヲ受ケタル場合ノ例)

健康保險組合設立認可申請書

大正何年何月何日附何第何號ノ命令ニ基キ何健康保險組合設立致度候ニ付認可相成度左記關係書類相添へ申請候也

大正何年何月何日

何府縣何郡市何町村何番地

事業主 何 某 印  
事業主 何 會 社  
社長取締役 何 某 印

内務大臣 何

某 殿

記

規 約

事業計畫書

保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面

初年度ノ收入支出ノ豫算

大 248

大正拾五年十月一日印刷  
大正拾五年十月一日發行

〔非賣品〕

編輯人

大阪市東淀川區國次町壹〇九

宇野利右衛門

印刷人

大阪市東淀川區國次町壹〇九

岩崎秀吉

印刷所

大阪市北區源藏町二五番地

三光社印刷所

電話北五二八七番

大阪市東淀川區國次町

發行所 工業教育會

電話北八五七番  
振替大阪一〇九一八番

終